

第38期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年12月23日（月曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
6階「ホール6B」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席の株主さまへの
お土産のご用意はございません。

目 次

ごあいさつ	1
第38期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	19
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	54





代表取締役社長
船津 浩三

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

これから経営革新は、進化を続ける情報テクノロジーや経済のグローバル化を的確に捉えて、各企業の独自性を活かしながらも社会ニーズに沿った総合的で創造的な発展を推進していくものでなければなりません。私達はお客様満足を実現するために、お客様のニーズにお応えできる能力を有する社員の育成に注力しています。

私達の役割は、「業務系システム開発」「IT基盤」「ソリューション」の各分野で長年にわたり蓄積したノウハウをお客様のニーズに即して経営革新の場に活かし、協業の場を創造して、お客様と共に豊かな将来展望を切り開く業務を推進することだと考えております。

今後も当社の経営理念である「広く経済社会に貢献し続ける」に基づき、事業規模の拡大と社会貢献を果たすために社会的信用のさらなる向上を図り、財務体質の強化と営業力の強化、優秀な人材の確保と社員モラルの高揚を促進して業績の向上に努め、より一層の経営体質強化と企業価値向上を図ってまいります。

引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2024年12月

経営理念

株式会社ニーズウェルは、絶えず新技術やイノベーションに挑戦し、各業務分野で蓄積したノウハウをお客様のニーズに即して経営革新活動に活かし、お客様満足を実現して「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念といたします。

株主各位

証券コード 3992
2024年12月6日
(電子提供措置の開始日 2024年11月22日)

東京都千代田区紀尾井町4番1号

株式会社ニーズウェル

代表取締役社長 船津 浩三

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.needswell.com/ir/meeting/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第38期定時株主総会」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニーズウェル」又は「コード」に当社証券コード「3992」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下いずれかの方法によって、議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月20日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年12月20日（金曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2024年12月23日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
② 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階「ホール6B」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
③ 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第38期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第38期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件</p>

以 上

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。
- ご来場に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況とご自身の健康状態をご勘案のうえ、慎重にご判断いただき、会場での感染対策にご配慮くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月23日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月20日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月20日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

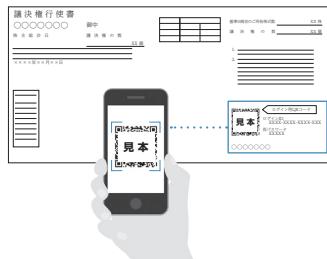
- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

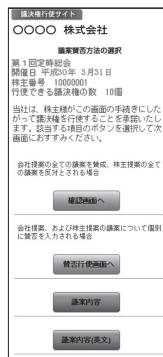
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



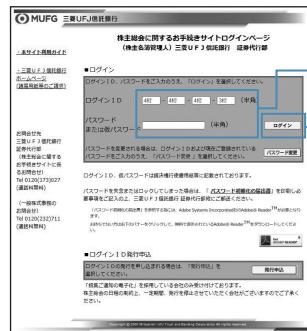
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第38期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり 9.0円 配当総額 341,106,174円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年12月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、社外取締役がメンバーの過半数を占める「指名・報酬委員会」の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	担当
1	船津 浩三	男性	代表取締役社長	再任
2	松岡 元	男性	取締役 専務執行役員 社長補佐兼技術部門担当	再任
3	田畠 更二	男性	取締役 常務執行役員 管理部門担当兼営業部門担当 兼営業部長	再任
4	新井 千波	女性	取締役 執行役員 関係会社担当兼財務経理部担当 兼経営企画部長	再任
5	柳川 洋輝	男性	取締役	再任 社外 独立
6	安岡 譲	男性	取締役	再任 社外 独立
7	寺内 信夫	男性	取締役	再任 社外 独立

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

当社の取締役は、各担当分野に精通した個別の知見や、財務、法務、労務などの知識に基づいて具体的かつ活発な議論を通じて様々な観点からリスクを評価したうえで意思決定を行うことが求められます。そのため候補者の指名に際しては、ソフトウェア開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、及び財務、法務、労務などの知識の有無、並びに適切なリスク管理、業務執行の監視ができる資質と倫理観を十分に備えていることを重視しております。社外取締役については、法律や企業財務など高度な専門性や、国際情勢、社会・経済動向に関する見識等を持つ者の中から当社のコーポレート・ガバナンス機能向上に資する者を候補者として選定しております。取締役の総数は定款により13名以内としております。また、取締役会の判断に基づき業務執行を行う経営陣幹部には、取締役会が会社の業務に精通し人格・識見・実行力ともに優れその職務を全うすることができると認めた者を選任しております。

取締役候補者の指名は、前述の方針に基づき過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名・報酬委員会」の答申を経て、取締役会で審議を行います。

候補者番号 1
ふなつこうぞう
船津 浩三
再任

生年月日
1951年7月27日
所有する当社の株式数
498,884株
在任年数
10年
取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1970年 4月	株式会社日立製作所入社
1973年 7月	株式会社富士ソフトウェア研究所（現 富士ソフト株式会社）入社
1991年 6月	株式会社ソフトウェア企画（現 サイバーコム株式会社）取締役
1996年 6月	富士ソフト株式会社取締役
1998年 6月	富士ソフトエービーシ株式会社（現 富士ソフト株式会社）常務取締役
1999年 4月	ダイヤモンド富士ソフト株式会社代表取締役副社長
1999年 5月	富士ソフトエービーシサービスビューロ株式会社（現 富士ソフトサービスピューロ株式会社）取締役
2001年10月	富士ソフトエービーシ株式会社（現 富士ソフト株式会社）専務取締役
2004年 5月	サイバーコム株式会社入社
2004年 6月	同社代表取締役会長
2009年 6月	同社代表取締役社長
2012年 6月	同社取締役会長
2013年 6月	同社相談役
2014年 6月	同社監査役
2014年 7月	当社顧問
2014年12月	当社社外取締役
2015年 6月	富士ソフトサービスビューロ株式会社監査役
2016年12月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、当社全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まつおか
松岡はじめ
元

再任

生年月日

1979年8月3日

所有する当社の株式数

50,282株

在任年数

3年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

2002年 4月	コムシス株式会社入社
2006年 4月	当社入社
2019年10月	当社第2システム事業部第1システム部長
2021年 6月	当社執行役員第2システム事業部長
2021年10月	当社常務執行役員第2システム事業部長
2021年10月	当社子会社零壱製作株式会社専務取締役
2021年12月	当社取締役 執行役員第2システム事業部担当兼第2システム事業部長
2022年10月	当社取締役 執行役員技術部門担当兼第2システム事業部長
2022年10月	当社子会社株式会社ビー・オー・スタジオ取締役
2022年12月	当社取締役 常務執行役員技術部門担当兼第2システム事業部長
2023年 1月	当社取締役 常務執行役員技術部門担当
2023年12月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼第3システム事業部長
2024年 4月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼第1システム事業部担当
2024年 6月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼営業部担当兼第1システム事業部担当
2024年 9月	当社取締役 専務執行役員技術部門担当兼営業部担当兼第1システム事業部担当兼営業部長
2024年10月	当社取締役 専務執行役員社長補佐兼技術部門担当（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、IT業界における長年の実務経験と当社システム部門の事業部長としてシステムに関する豊富な経験と実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、技術部門全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た ば た こ う じ
田 畑 更 二

再任

生年月日

1975年8月31日

所有する当社の株式数

103,489株

在任年数

2年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月	株式会社アトラクス（現 NOCアウトソーシング&コンサルティング株式会社）入社
2005年11月	株式会社エフ・エフ・シー（現 富士通株式会社）入社
2006年 9月	当社入社
2018年10月	当社人事部長
2019年10月	当社総務部長
2021年10月	当社執行役員総務部長
2022年 4月	当社執行役員ビジネス推進統括部担当兼総務部長
2022年10月	当社執行役員管理部門担当兼ビジネス推進統括部長兼総務部長
2022年12月	当社取締役 執行役員管理部門担当兼ビジネス推進統括部長兼総務部長
2023年 4月	当社取締役 執行役員管理部門担当兼総務部長兼パートナー推進室長
2023年12月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼総務部長兼パートナー推進室長
2024年 1月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼パートナー推進室長
2024年10月	当社取締役 常務執行役員管理部門担当兼営業部門担当兼営業部長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来総務・人事部門の業務に従事し、専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、管理部門全体の監督を適切に行うとともに、その知識と経験を当社の取締役体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あら い ち なみ
新井 千波

再任

生年月日

1967年7月25日

所有する当社の株式数

10,859株

在任年数

1年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1990年 4月	株式会社北海道銀行入行
2002年 5月	株式会社ネイクス入社
2010年10月	株式会社ダブル・エー・リレーションズ入社
2013年12月	高木証券株式会社入社
2014年 9月	ワタリジャパン株式会社入社
2016年 2月	株式会社パシフィックビジネスコンサルティング入社
2017年 6月	当社入社
2020年 1月	当社CC室長
2022年 4月	当社執行役員財務経理部担当兼CC室長
2023年 5月	当社執行役員関係会社担当兼財務経理部担当兼CC室長
2023年12月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼財務経理部担当兼CC室長
2023年12月	当社子会社零壱製作株式会社取締役
2024年 4月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼経営企画室担当兼財務経理部担当兼CC室長
2024年 7月	当社取締役 執行役員関係会社担当兼財務経理部担当兼経営企画部長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

候補者は、入社以来総務・経営企画業務に従事し、専門的な知識と豊富な経験を有しております。前職の経験から財務経理部を担当するとともに、その知識と経験を当社の取締役体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

やながわ
柳川

ひろき
洋輝

再任

生年月日

1954年1月19日

所有する当社の株式数

39,509株

在任年数

8年

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	日本電気株式会社入社
2002年 6月	天津日電通信技術有限公司（現 日電（中国）有限公司）、VNPT-NECテレコミュニケーション・システムズ（現 NECベトナム）のNEC海外現地法人取締役兼務
2004年 4月	日本電気通信システム株式会社出向モバイル通信事業部長
2007年 4月	同社国内ネットワーク開発事業本部副事業本部長
2007年 6月	日本電気株式会社帰任
2009年 4月	同社企業ネットワーク開発本部長
2014年 1月	株式会社クロスキャット通信システムプリンシパル
2014年 2月	ペリントシステムズジャパン株式会社顧問
2015年 3月	SecuLynx株式会社顧問
2016年 9月	株式会社エス・イー・シー・ハイテック顧問（現任）
2016年12月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社エス・イー・シー・ハイテック顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、技術経験者としての豊富な経験や実績を有しており、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、客観的な視点から当社経営に対する助言を期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

6

やす おか
安 岡まもる
護

再任

生年月日

1956年3月18日

所有する当社の株式数

5,032株

在任年数

4年

(うち監査役在任年数1年)

取締役会出席状況

19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	富士通株式会社入社
2003年12月	同社金融ソリューション本部第一金融システム部長
2004年 4月	同社金融ソリューション本部プロジェクト統括部長
2007年 6月	同社第一バンキングソリューション事業本部長
2007年 6月	株式会社ジャパンネット銀行取締役
2009年 6月	株式会社富士通アドバンストソリューションズ取締役
2011年 5月	富士通株式会社金融ソリューションビジネスグループ長補佐
2012年 4月	株式会社富士通アドバンストソリューションズ取締役執行役員常務
2016年 6月	ニッセイ情報テクノロジー株式会社監査役
2020年 7月	同社シニアアドバイザー
2020年 7月	株式会社クライムシニアアドバイザー
2020年 7月	株式会社トライサーブ顧問（現任）
2020年12月	当社社外監査役
2021年12月	当社社外取締役（現任）
2022年 4月	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社社外取締役（非常勤）（現任）

重要な兼職の状況

株式会社トライサーブ顧問
 みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社社外取締役（非常勤）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、金融系システム分野に関する専門的な知識や経験を有しており、また、当社の業務内容に精通していることから、その豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 7

てらうちのぶお
寺内 信夫

再任

生年月日
1958年3月7日

所有する当社の株式数
7,227株

在任年数
2年

取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	富士ソフト株式会社入社
1998年 4月	同社東京事業所営業部長
2003年 4月	同社IT事業本部副本部長
2004年12月	株式会社EMシステムズ執行役員開発部長
2006年 6月	同社取締役開発本部長
2009年 6月	同社常務取締役開発本部長
2015年 4月	同社常務取締役医療情報連携推進本部長
2017年 6月	同社常勤監査役
2018年 6月	同社取締役常勤監査等委員
2020年 7月	株式会社EMテクノロジー研究所代表取締役
2022年12月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、技術経験者としての豊富な経験及び、医療系システム分野に関する専門的な知識や経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るために、客観的な視点から当社経営に対する助言を期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2024年9月30日）現在の株式数を記載しております。また、持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 柳川洋輝氏、安岡護氏、寺内信夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柳川洋輝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 安岡護氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、監査役も含めた通算の在任期間は4年となります。
6. 寺内信夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限度が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。
8. 当社は、柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役丹羽厚太郎氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、社外取締役がメンバーの過半数を占める「指名・報酬委員会」の答申を経ております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別	地位	
丹羽 厚太郎	男性	社外監査役	
			再任

<ご参考> 監査役候補者の指名方針及び手続き

当社の監査役は財務などの専門知識と個別の事業経験から得られた知見に基づいて具体的かつ活発な議論を通じて様々な観点からリスクを評価し監査業務を行う必要があります。そのため候補者の指名に際しては、ソフトウェア開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、及び財務、法務、労務などの知識の有無、並びに適切なリスク管理、業務執行の監視ができる資質と倫理観を十分に備えていることを重視しております。社外監査役については、法律や企業財務など高度な専門性や、国際情勢、社会・経済動向に関する見識等を持つ者の中から当社のコーポレート・ガバナンス機能向上に資する者を候補者として選定しております。

監査役候補者の指名にあたっては、独立性を担保するため事前に過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名・報酬委員会」の答申を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で審議を行います。

丹羽 厚太郎

再任

生年月日

1974年11月26日

所有する当社の株式数

20,093株

在任年数

8年

取締役会出席状況

19/19回

監査役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位

2000年10月	弁護士登録
2000年10月	大島総合法律事務所入所
2004年 6月	TAC株式会社監査役
2006年 5月	丹羽総合法律事務所開設
2010年 5月	IPAX総合法律事務所パートナー
2011年 3月	株式会社日本エスコン取締役
2015年11月	株式会社タンケンシールセーコウ取締役
2016年 3月	株式会社日本エスコン監査等委員取締役
2016年 8月	みなつき法律事務所パートナー（現任）
2016年12月	当社社外監査役（現任）
2021年 6月	TAC株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

みなつき法律事務所 パートナー
T A C 株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外監査役候補者とした理由

候補者は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております、社外監査役としての役割を適切に行うことができるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外監査役の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2024年9月30日）現在の株式数を記載しております。また、持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 丹羽厚太郎氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の社外監査役の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 丹羽厚太郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
5. 当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、丹羽厚太郎氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル マトリクス

当社中期経営計画の実現に向け、特に期待する分野を①企業経営、②製造・技術・PMO、③マーケティング・営業、④財務・会計、⑤人事・労務・人材開発、⑥法務・リスクマネジメント、⑦ESG・サステナビリティの分野と定義しております。第2号議案及び第3号議案が承認された場合、取締役のスキルの一覧は下表のとおりです。

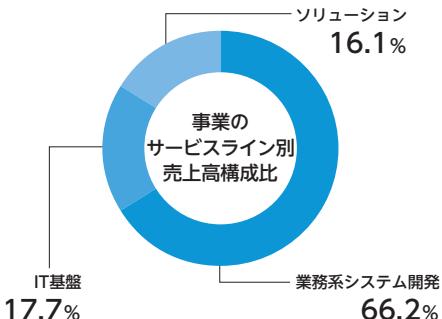
氏名		分野						
		企業経営	製造・技術・PMO	マーケティング・営業	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
取締役	船津 浩三	●	●	●	●	●	●	●
	松岡 元	●	●	●		●	●	●
	田畠 更二	●		●	●	●	●	●
	新井 千波	●			●	●	●	●
	柳川 洋輝	●	●	●		●	●	
	安岡 譲	●	●	●		●	●	
	寺内 信夫	●	●	●	●	●	●	
監査役	加藤 和彦		●		●	●	●	●
	丹羽厚太郎					●	●	
	佐藤 茂				●		●	

以上

事業報告 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1 | 企業集団の現況

	第38期 (2024年9月期)	前期比
売上高	9,549,211千円	9.0%増
経常利益	1,208,298千円	6.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	809,953千円	3.3%減



(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体として緩やかに回復し、雇用と所得の環境が改善しつつあります。

国内IT市場は物価上昇や金融市場の変動によって影響が及ぶ可能性がありますが、デジタル変革とテレワークの普及、政府のデジタル対策や企業間の協力により今後も成長が見込まれると予測しております。

このような状況のもと、当社は、企業価値向上と持続的な成長を推し進めていくためには優秀な人材確保による開発力及び信用力の強化が不可欠と考え、プライム市場が求める「流通株式時価総額100億円以上」の基準の充足を目指し、グループ全体の企業価値向上を目的とした様々な施策を講じております。

資本業務提携及び業務提携において、受注や販路の拡大といった成果が確実に出ていることから、グループ全体の成長と基盤強化を推し進めるため、引き続き資本業務提携及び業務提携による他社とのパートナーシップやアライアンス強化に取り組んでおります。

当期においては、三菱総研D C S 株式会社をはじめ、計4社と新たに業務提携契約を締結いたしました。

また、昨今の物価上昇を背景に社員の士気向上を図るため、昇給と株式報酬の付与による実質7.5%の賃上げや、社員の奨学金補助制度等の各種社内制度を導入しました。さらに、開発力強化を図るため、各種社員研修の增强を行いました。

2024年6月1日には、当社株式の流動性の向上、出来高の増加及び投資家層の拡大を図ることを目的に普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。さらに2024年6月17日には株価の改善と株主還元の向上、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を目的に、自己株式の取得を取締役会で決議し、同年9月20日までに585千株を2億円で買付けました。

このような成長戦略、業績向上やEPS向上への取組みへのご理解を深めていただくため、機関投資家及び個人投資家の皆様との対話を重視し、説明会や、IR・PRの積極的な情報発信に努めています。

事業の状況といましましては、将来の成長に向けて必須の投資として、独自のソリューションやサービスの開発を行いました。加えて、不採算案件への対応、技術者不足が継続したことから、売上の機会損失が発生しました。

サービスラインの状況といましましては、「業務系システム開発」においては、生保、社会インフラ・公共、AI関連の案件が堅調でした。

「IT基盤」は、企業のDX人員不足の需要に応えるITアウトソーシング案件で安定したサービスを提供しました。

「ソリューション」は、独自のソリューションやサービスの提供により他社との差別化に注力し、受注を拡大しました。

また、新たなソリューションの開発にも積極的に取り組み、以下ソリューションの提供を開始しました。

- ①AIピッキングカート連携の倉庫管理ソリューション「WMS-Picking」
- ②調達業務効率化ソリューション「BP-Collabo」
- ③通信コスト低減ソリューション「スマホレンタルサービス」
- ④DX化を支援・推進するUI/UXー新ソリューション「UI/UXナビ」
- ⑤紙のデジタル化及び生成AI活用支援ソリューション「Dgent」
- ⑥教育機関でのConcur導入に特化したソリューション「Speed AS文教版」
- ⑦Windows11移行の課題解決と最適な運用実現を支援するWindows11移行サービス「11MGN」
- ⑧法人カード利用から経費精算までの負担を省力化する法人カード利用ソリューション「Corpo Card」
- ⑨経費精算業務のガバナンス強化と業務効率化を実現する経費分析ソリューション「BIスタートアップ」
- ⑩株主総会、四半期決算説明会等の質疑応答を効率化する業務効率化ソリューション「株主QA」
- ⑪社内問い合わせ業務の効率化を促進する業務効率化ソリューション「社内FAQ」
- ⑫ロード開発によるシステム化で社内業務の効率化を支援する「Power Apps活用支援サービス」

さらに、長崎大学との産学共同研究開発の成果として生成AIを活用した入札資格自動診断ソリューション「QualiBot」を2024年10月から、決算書生成ソリューション「FSGen」を2025年1月から提供開始することを発表いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、9,549,211千円（前期比9.0%増）、売上総利益は2,164,745千円（前期比3.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は979,512千円（前期比0.4%減）と減少し、販管比率10.3%（前期比0.9ポイント減）となりました。これにより、営業利益は1,185,233千円（前期比7.7%増）、経常利益は1,208,298千円（前期比6.4%増）となりました。法人税等合計が395,505千円（前期比33.6%増）と増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は809,953千円（前期比3.3%減）となりました。

なお、当社グループは情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は総額で53,638千円となりました。その主なものは、永田町オフィス開設に伴う設備投資、当社および子会社における社内導入システムソフトウェアの取得及び開発等であります。

③ 資金調達の状況

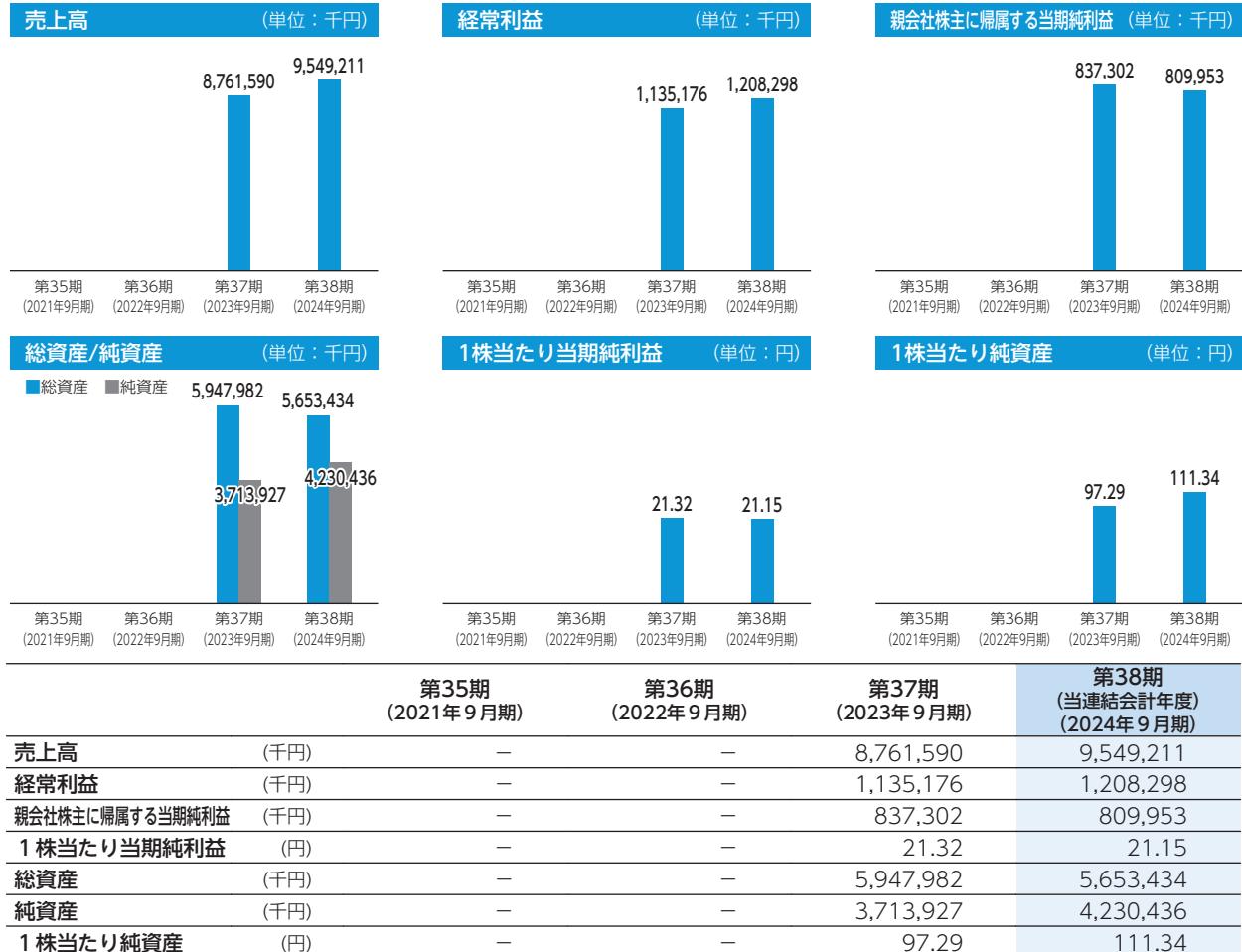
特記すべき重要な資金調達はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



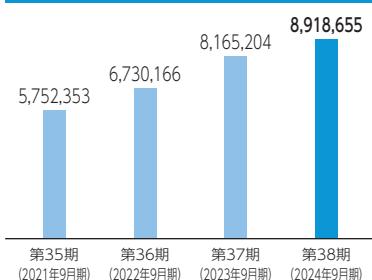
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。

2. 第37期（2023年9月期）から連結計算書類を作成しているため、第36期（2022年9月期）以前の各数値については記載しておりません。

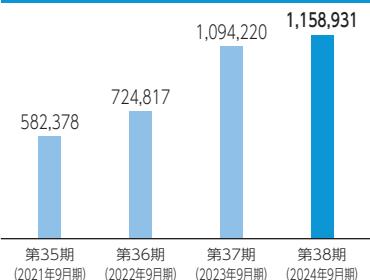
3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

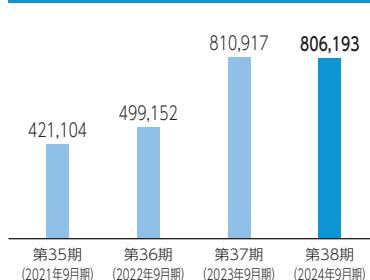
売上高 (単位：千円)



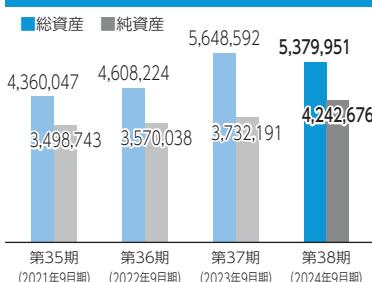
経常利益 (単位：千円)



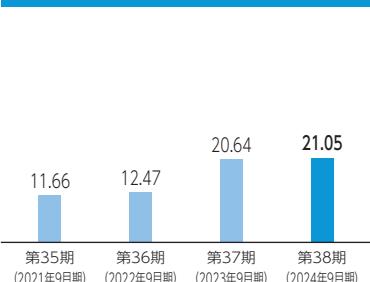
当期純利益 (単位：千円)



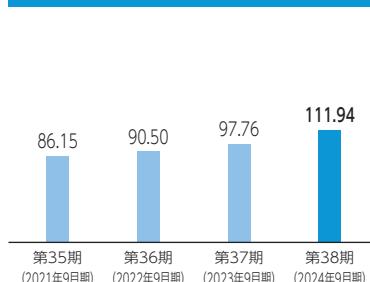
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



	第35期 (2021年9月期)	第36期 (2022年9月期)	第37期 (2023年9月期)	第38期 (当事業年度) (2024年9月期)
売上高 (千円)	5,752,353	6,730,166	8,165,204	8,918,655
経常利益 (千円)	582,378	724,817	1,094,220	1,158,931
当期純利益 (千円)	421,104	499,152	810,917	806,193
1株当たり当期純利益 (円)	11.66	12.47	20.64	21.05
総資産 (千円)	4,360,047	4,608,224	5,648,592	5,379,951
純資産 (千円)	3,498,743	3,570,038	3,732,191	4,242,676
1株当たり純資産 (円)	86.15	90.50	97.76	111.94

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。
2. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
零壱製作株式会社 (注) 1	3,000千円	70.0%	ICT事業、MVNO事業
株式会社ビー・オー・スタジオ (注) 2	13,000千円	100.0%	民間企業及び官公庁におけるデジタルマーケティング、Web制作、コンサルティング、システム開発、DX支援
株式会社コムソフト (注) 3	20,000千円	100.0%	Web関連システム、クライアントサーバーシステム、データベース構築等のシステム開発

- (注) 1. 2021年10月1日に零壱製作株式会社の発行済株式総数の70%を取得し、前連結会計年度から同社を連結子会社といたしました。
 2. 2022年10月3日に株式会社ビー・オー・スタジオの全株式を取得し、前連結会計年度から同社を連結子会社といたしました。
 3. 2022年10月4日に株式会社コムソフトの全株式を取得し、前連結会計年度から同社を連結子会社といたしました。

③ その他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権の所有割合	当社との関係
株式会社オーディーシー (注) 1、2	3,000千円	38.0% [5.2%]	創業家の資産管理会社

- (注) 1. 当社に対する議決権の所有割合の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足を実現し「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念としております。また、経営理念に賛同する社員が結集し、全社員のパートナーシップを基盤として、技術革新や技術向上に取り組み、企業規模の拡大と就業ステージの拡大を図って自己研鑽の機会を創造し、一企業では学ぶことのできない多くのノウハウを習得すること、また、社員が働き甲斐や幸せを感じながら就労することによって「社会有用の人材として社員を育成すること」を経営規範としております。

この経営理念と経営規範を確実なものにするため、さらなる事業規模の拡大を図り、より生産性の高い新たな事業モデルへのチャレンジを追求して、安定的な事業収益を確保し、真に情報サービス産業の一翼を担うことができる企業規模及び収益性を具備する体制を構築することが最優先課題であると認識しており、以下の課題に対処してまいります。

① 営業力の強化

事業規模拡大を具現化する受注体制を構築するため、営業戦略を構築し、既存顧客、新規顧客への提案営業を強化し、安定的な受注規模を確保しつつ、新規顧客を開拓して業容の拡大と生産性の向上を図っております。

また、感染症拡大の影響により対面営業が制限される事例が増加したことから、オンライン営業やオンライン展示会等を活用する他、「新しい生活様式」において市況ニーズに対応したソリューション製品の提案を進め、収益向上に努めております。

② 人材の確保

事業規模拡大のためには、営業力の強化と業務を遂行する人材確保を両立することが重要であり、新卒、キャリア採用における優秀な人材確保と優秀なパートナー増員の実現が課題です。

新卒、キャリア採用については、首都圏やニアショア拠点において効率的な採用活動を強化して、要員を確保するとともに、採用後は、ダブルジョブ制度、社内FA制度、職場復帰支援制度等、従業員のモチベーション向上や働き甲斐のある職場を実現する取組みを進めております。

また、パートナーについては、新規の協力会社を開拓するとともに、既存の協力会社との紐帯を強化し、優秀なパートナーの安定的な調達を図っております。

③ プロジェクト管理の徹底と生産性の向上

プロジェクト管理を徹底して、品質、生産性、技術力並びにマネジメント力を向上するための社員育成を図り、同業他社に対するコスト競争力を具備する体制を整備するとともに、売上総利益率を改善することを目的にテクニカル教育と併せてマネジメント教育のプログラムを用意し、社員のマネジメント力の向上を図っております。

また、感染症拡大の影響により従来行ってきた顧客企業の現場で開発する常駐型の開発が一時的な中止や延期等となる事例があったことから、開発体制を見直し、本社や長崎のニアショア拠点で開発を進めるリモート型への移行を進め、技術者を効率的に配置し、生産性の向上を目指しております。

④ 品質の向上

顧客のシステムに対する要求水準が高まっており、その要求を充足しお客様の満足を実現するために、品質の向上を図ることが重要です。

当社では、ISO9001（品質マネジメントシステム）を取得しており、プロジェクト管理を徹底するとともに、品質の向上に努めています。

⑤ 技術革新への対応

情報サービス産業は、技術革新のスピードが速くかつその変化が著しい業界であることから、新技術への対応を適時に行なうことが重要な課題と認識しております。これらの変化に対応するために、優秀な技術者を確保し、最新の技術動向や環境変化を常に把握し、迅速に対応できる体制構築に努め、教育研修制度の充実を図っております。

⑥ 内部管理体制の強化

継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後とも、コンプライアンス体制、リスク管理体制並びに情報管理体制が有効に機能するように、コーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んでおります。

⑦ ESG、SDGsへの取組み

サステナブルな社会の実現に向けて、二つの側面から活動を続けております。

一つは、事業戦略にSDGsやESG、CSRの視点を取り入れ、事業活動そのものがサステナブルな社会に直結する取組みです。IT企業として雇用の創出や産業基盤の確立、技術革新に挑みます。

もう一つは、サステナブルな社会を制度や支援活動から支える取組みです。働き甲斐やジェンダー平等の推進、IT教育の普及、地域のスポーツ支援等、当社グループと関わりの深いテーマに取り組んでおります。

⑧ 感染症拡大防止への対応

感染症の拡大の危険が高まった場合には、対策本部を中心に感染予防と感染拡大防止のための様々な施策を徹底するとともに、リモート開発やテレワーク等を活用した開発体制やオンライン営業への注力、徹底した経費統制と計画的な執行によるコスト削減、不測の事態に備えた手元流動性の確保等を講じてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

当社グループは、株式会社ニーズウェルが零壱製作株式会社、株式会社ビー・オー・スタジオ、株式会社コムソフトの3社を子会社とし、独立系の情報サービス企業として技術革新の激しい情報サービス産業において技術向上に取り組み、各業務分野で蓄積したノウハウを生かしてお客様満足を実現し「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念として、情報サービス事業を営んでおります。

当社グループの事業は、情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。エンドユーザーから直接受託したシステムの構築や、システムインテグレータやメーカーを経由して受託した企業向け社内システム構築などの開発案件に参画し、顧客システムの開発・保守を行う事業であります。

なお、契約形態として受託開発を請け負う形態と、社員を派遣する形態があります。また、請け負った開発の一部を協力会社に委託することがあります。

事業のサービスラインは「業務系システム開発」「IT基盤」「ソリューション」の3つであります。

当社は、これらの各サービス分野において蓄積した技術・ノウハウを、顧客のニーズに応じて相互に組み合わせて活用するサービスを提供することが可能となっております。

事業のサービスライン	事業内容
業務系システム開発	金融、物流、通信、流通、サービス、建設・建機等の幅広い分野におけるシステム開発等
IT基盤	ITシステムの基盤となるサーバ等ハードウェアやクラウドの環境設計、構築、導入の実施、ソフトウェアテスト、ITサポート等
ソリューション	自社及び他社のソリューション製品の販売・導入支援、コンピュータ・周辺機器等の販売等

これらのサービスラインの概要及び特徴は、下記のとおりであります。

① 業務系システム開発

業務系システム開発は、当社および子会社において、金融、物流、通信、流通、サービス、建設・建機等の幅広い分野におけるシステム開発を行っております。

本サービス分野において当社グループは、システムの企画立案段階にはじまって、コンサルティング、課題解決提案、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング、各種のテストを経て納品に至るまで、さらには納品後の正常な稼働を維持するための保守・運用に及ぶシステム開発のライフサイクル全般に関与しております。新規のシステム導入にとどまらず、導入後は保守を行なながら、顧客の新商品発売等へのシステム対応から各種機能の追加・拡張、操作性の向上等、当該システムやその周辺領域に関して生じる大小様々な派生的なシステム開発を継続的に行っております。

このように顧客の基幹的なシステムに深くかつ継続的に関与し、実績を積み重ねていくことにより、当該システムに関する技術だけではなく、顧客の業界や業務内容に対する知識・ノウハウ、そして顧客ニーズへの理解と顧客からの信頼が蓄積されるよう努めております。

イ. 金融系システム

保険会社、銀行、クレジットカード会社など金融機関の基幹業務に関し、以下のような領域においてサービスを提供しております。

・保険会社

本社部門における契約管理・保全、成績・収納、顧客管理、成績/業績管理、データウェアハウス・分析などのシステム、営業職員向けの顧客管理、営業支援、設計書・申込書作成などのシステム、その他CTIシステム等

・銀行

流動性預金、内国・外国為替などの勘定系システム、データウェアハウス、データマート、顧客管理、収益管理などの情報系システム、全銀システム・日銀ネットなどの外部接続系システム及びインターネットバンキング、営業店端末などチャネル系システム等

・クレジットカード会社

請求、与信管理、顧客管理システム等

金融機関のシステムにつきましては、極めて高度な信頼性が要求されるのはもちろんのこと、技術面では、中核となるシステムに大型汎用機を使用する割合が高く、一般に技術者不足・経年化傾向にある汎用系システムへの対応力が求められます。オープン系及び汎用系システムの技術者を擁し、オープン系・汎用系両面から顧客のニーズに対応できる態勢を整えております。

□. 物流系システム

物流分野においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少等から担い手不足が深刻となる中、内閣府を中心となって進める「SIPスマート物流サービス」に代表されるように、個社の垣根を越えた共同物流や、より精度の高いトレーサビリティ等、我が国の経済成長と国民生活を持続的に支える「強い物流」の実現に向けたイノベーションへの取組みが行われています。

このような状況のもと、当社は自社ソリューションSmartWMS（倉庫管理システム）により、物流現場の省人化、効率化、ペーパーレス化を提供します。

ハ. 通信系システム

通信キャリアにおいて、ウェブサイト（カスタマーポータル）、受付窓口、代理店・量販店など消費者との接点となるシステムから顧客登録、顧客情報管理、課金・請求・入金、プロビジョニング（交換機との顧客情報の送受信システム）、データ収集及びこれらの共通プラットフォームなど業務の中核をなすシステムに至る幅広い領域でサービスを提供しております。

二. 流通・サービス・公共系システム

ホテルにおける宿泊予約・フロントシステム、不動産会社における物件情報システム、電子書籍配信・販売システム、電力・ガス等の社会インフラシステム、建設・建機系システム等におけるサービスを提供しております。

② IT基盤

IT基盤は、業務系システム開発やアプリケーションの開発だけではなく、ハードウェアやネットワークまで含めた総合的なICT環境を提供します。また複雑化するシステム基盤やそのうえで動作するソフトウェアの品質確保や効率的な運用実行を支援します。

ソフトウェアテストでは、主に通信キャリアの第3者検証を担っており、品質を高めるためのツールや効率化の提供を行っております。ITサポートでは、IT技術者が不足する企業に対する支援やITアウトソーシングを進めています。

社会のデジタル化によりシステム基盤やソフトウェアの複雑化が進み、これまで以上に品質分析や運用設計などの専門性の高い技術が求められていることから、これらのニーズに応える体制を強化しています。

③ ソリューション

ソリューションは、自社及び他社のソリューション製品を活用し、デジタル技術の発展に向けさらに重要となる情報セキュリティ対策をサポートする「情報セキュリティソリューション」、RPAやクラウドで働き方改革推進と人手不足解消をサポートする「業務効率化ソリューション」、AI技術でDXの推進をアシストする「AIソリューション」、長年の金融系システム開発で蓄積した業務知識とノウハウを最大限活用し、最適なソリューションを提供する「金融ソリューション」を取り揃え、顧客のビジネスの目的に合わせた最適なソリューションサービスの提供を行うとともに、顧客からの依頼に応じてコンピュータや周辺機器及びソフトウェア等の販売も行っております。

(6) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)

①当社

本社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
永田町オフィス	東京都千代田区永田町2丁目17番3号
長崎開発センター	長崎県長崎市興善町2番21号

②子会社

零壱製作株式会社	本社 (栃木県那須塩原市)
株式会社ビー・オー・スタジオ	本社 (東京都渋谷区)
株式会社コムソフト	本社 (東京都豊島区)

(7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
616名	13名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
566名	21名減	34.8歳	7.2年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 | (2024年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 111,936,000株

(注) 2024年6月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は55,968,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 40,699,200株

(注) 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は、20,349,600株増加しております。

③ 株主数 8,437名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社オーディーサー	14,400千株	37.99%
ニーズウェル従業員持株会	1,401	3.70
木村ひろみ	1,137	3.00
佐藤辰弥	878	2.32
橋本美奈子	878	2.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	643	1.70
キヤノンITソリューションズ株式会社	604	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	587	1.55
船津浩三	496	1.31
J P モルガン証券株式会社	366	0.97

(注) 1. 当社は、自己株式を2,798,514株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,851株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、37ページ「4. ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年1月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2024年2月15日付で当社の社外取締役を除く取締役4名に対し自己株式8,851株の処分を行っております。
- ・2024年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月1日付で当社普通株式1株を2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は55,968,000株増加し、111,936,000株、発行済株式の総数は20,349,600株増加し、40,699,200株となっております。
- ・当社は2024年6月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	585,900株
ウ. 取得価額の総額	199,973,200円
エ. 取得した期間	2024年6月18日～2024年9月20日

| 3 | 新株予約権等の状況 |

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 | 会社役員の状況 |

① 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	船津 浩三	
取締役 専務執行役員	松岡 元	技術部門担当 第1システム事業部担当 営業部担当 営業部長
取締役 常務執行役員	田畠 更二	管理部門担当 パートナー推進室長
取締役 執行役員	新井 千波	関係会社担当 財務経理部担当 経営企画部長
取締役	柳川 洋輝	株式会社エス・イー・シー・ハイテック 顧問
取締役	安岡 譲	株式会社トライサーブ 顧問 みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 社外取締役（非常勤）
取締役	寺内 信夫	
常勤監査役	加藤 和彦	
監査役	丹羽厚太郎	みなつき法律事務所 パートナー TAC株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	佐藤 茂	一般社団法人 日本リゾートクラブ協会 監事 佐藤ITソリューション株式会社 代表取締役 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 橋本総業ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役丹羽厚太郎氏及び佐藤茂氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役柳川洋輝氏は、情報通信技術に関する豊富な経験に基づき、十分な知識や見識を有するものであります。
 4. 取締役安岡護氏は、金融系システム分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
 5. 取締役寺内信夫氏は、医療系システム分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
 6. 監査役丹羽厚太郎氏は、弁護士として法務に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
 7. 監査役佐藤茂氏は、会計士としての会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づき、十分な見識を有するものであります。
 8. 当社は、取締役柳川洋輝氏、安岡護氏及び寺内信夫氏、監査役丹羽厚太郎氏及び佐藤茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 9. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。

10.当社では、2018年10月1日より執行役員制度を導入しております。2024年9月30日時点での執行役員は以下の2名であります。

役職	職名	氏名
執行役員	第2システム事業部長	小座間 達也
執行役員	第3システム事業部長	阿部 拓朗

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の役員及び子会社の役員（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針等

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を受けております。

また、取締役会は任意の指名・報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、「基本報酬(月例の固定報酬)」、「賞与(業績運動報酬)」及び「譲渡制限付株式(非金銭報酬)」により構成されております。但し、非業務遂行取締役及び監査役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとしております。報酬額については、株主総会で決議された限度額以内において、各役員の業務執行状況に対する職位別報酬をベースに会社業績を勘案したうえで、加算減算方式にて原案を作成いたします。

委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」への諮問の結果を踏まえ、取締役会にて決定しております。

2. 業績運動報酬に関する方針

業績運動報酬としての「賞与」については、支給の有無・支給総額(上限は月額報酬の3.4倍)は各事業年度の事業計画達成状況(売上高・営業利益)を指標とし、これに取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、その支給倍率を取締役会が決定しております。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためであります。

3. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬としての「譲渡制限付株式」については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、2022年12月23日開催の第36期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、年額50,000千円以内とし、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は年80,000株以内と決議いただいております。

4. 報酬等の支給・付与の時期や条件に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬として、業績連動報酬としての賞与については毎年一定の時期に支給しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、各取締役の業務執行状況と当事業年度の会社業績を勘案したうえで、報酬の構成及び業績連動報酬の妥当性について、委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	92,199	78,450	7,350	6,399	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	8,400	8,400	—	—	—	1
社外取締役	11,700	11,700	—	—	—	3
社外監査役	6,000	6,000	—	—	—	2

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬（役員賞与）については、取締役を支給対象として、その支給の有無・支給総額（上限は月額報酬の3.4倍）は各事業年度の事業計画達成状況（売上高・営業利益）を指標とし、これに取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、その支給倍率を取締役会が決定しております。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を客観的に測る指標として適切と考えられるためであります。当事業年度においては、事業計画の達成状況（売上高・営業利益）がそれぞれ100%程度であったことをベースに、取締役の職務執行状況等も勘案し、各取締役の月額報酬の1倍を基本に支給しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2014年12月16日開催の第28期定期株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人兼務部分を含まない）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年12月23日開催の第36期定期株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年12月15日開催の第18期定期株主総会において、年額50,000千円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役の各項目には、2023年12月22日をもって退任した取締役2名を含んでおります。
6. 取締役会は、指名・報酬委員会（構成員：社外取締役柳川洋輝氏（指名・報酬委員会委員長）、代表取締役社長船津浩三氏、社外取締役安岡護氏、社外取締役寺内信夫氏）に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、指名・報酬委員会が適していると判断したためであります。
7. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
8. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役柳川洋輝氏は、株式会社エス・イー・シー・ハイテックの顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役安岡護氏は、株式会社トライサーブ顧問、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社社外取締役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役丹羽厚太郎氏は、みなつき法律事務所パートナー、TAC株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役佐藤茂氏は、一般社団法人日本リゾートクラブ協会監事、佐藤ITソリューション株式会社代表取締役、三井不動産プライベートリート投資法人監督役員、橋本総業ホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要	
取締役 柳川洋輝	当事業年度に開催された取締役会19回、指名・報酬委員会5回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
取締役 安岡護	当事業年度に開催された取締役会19回、指名・報酬委員会5回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、IT業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
取締役 寺内信夫	当事業年度に開催された取締役会19回、指名・報酬委員会5回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、技術経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うとともに、指名・報酬委員会では、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、必要な助言・提言を行っております。
監査役 丹羽厚太郎	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐藤茂	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に会計全般に関し、会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

| 5 | 会計監査人の状況 |

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う新規の締結を除く。）

| 6 | 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 |

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に役員全体の啓蒙等を行う。
- ハ. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況の報告を受けるものとする。
- ホ. 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施する。
- ヘ. 取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される任意の「指名・報酬委員会」を設置する。「指名・報酬委員会」は取締役、監査役、執行役員の選任に際しての方針に関する事項、取締役・監査役の選解任基準に係る事項、執行役員の選任及び解任に係る事項、取締役・監査役の報酬決定の方針及び報酬の内容に係る事項等について審議を行い取締役会に答申する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」を定め、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査役会議事録
 - d. 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - e. その他「文書管理規程」に定める文書
- ロ. 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
- ハ. 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。
- ロ. 全社のリスクに関する統括をするためにリスク管理委員会を設置する。
- ハ. リスク管理委員長は内部統制担当役員とし、リスク管理委員長は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- 二. リスク管理委員長は各部署の日常的なリスク管理の状況をモニタリングする。
- ホ. リスク管理委員長はリスク管理に関する事項を必要に応じて取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また定例取締役会及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
- ロ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」及び「関係会社管理項目ガイドライン」において連結子会社が当社に報告及び承認を要する事項を決定する他、定期的に「関係会社会」を開催し、連結子会社の経営状況や利益計画の進捗を把握する。

ロ. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

連結子会社の取締役会は、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を指示する。

「関係会社会」において、連結子会社が認識したリスクについての情報の共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社は、経営の自主性及び独立性を確保しつつ、グループの方針に則り年間計画を策定する。各社の目標と責任を明確にするとともに予算と実績の差異分析を通じて所期の事業計画の達成を図る。

連結子会社は、「取締役会規則」を整備し、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、業務執行の詳細を各種社内規程に定め、効率性を高める。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

連結子会社は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善を行うとともに、内部監査を通じて不正及び誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全並びに業務活動の改善向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に使用人全体の啓蒙等を行う。

ハ. コンプライアンス委員長は、社員のコンプライアンス教育を実施する。

ニ. コンプライアンス委員長は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施する。

- ホ. コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。
- ヘ. コンプライアンス委員長は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果は監査役会に報告する。当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとする。

⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役又は使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告する。また、内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

各連結子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び連結子会社の取締役等または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令又は定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を認めた場合は、その重要性及び緊急性に応じて、当社監査役に報告する。

⑩ 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
- ロ. 取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。
- ハ. 会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して関わりを持たず、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社では、コンプライアンス規程、内部通報制度運用規程、財務報告に係る内部統制規程等を定め、当社の取締役及び従業員が常時閲覧できる環境を整備し、周知徹底を図っております。
- ② 当社では、本部等での会議での説明及び社内研修等を通じて、法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- ③ 当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や監査法人と緊密に連携することで、情報の共有化を図っております。
- ④ 当社の反社会的勢力排除の取組みとしまして、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、新規取引先については取引開始前に、また取引開始後は定期的に、契約先が反社会的勢力でないことの調査を実施しております。

| 7 | 会社の支配に関する基本方針 |

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

| 8 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向35%を目安に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり9円00銭の普通配当を予定しております。

これにより、当連結会計年度の連結配当性向は42.6%となります。

(注) 本事業報告中の記載金額等の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しておりますが、1株当たり情報は銭未満を四捨五入、百分率表示は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当連結会計年度
資産の部	
流動資産	4,052,879
現金及び預金	2,095,660
受取手形、売掛金及び契約資産	1,889,463
商品	2,827
前払費用	59,146
その他	8,121
貸倒引当金	△ 2,341
固定資産	1,600,555
有形固定資産	72,039
建物	42,605
器具及び備品	19,086
土地	10,347
無形固定資産	716,321
ソフトウエア	43,247
ソフトウエア仮勘定	3,800
のれん	316,068
顧客関連資産	352,775
その他	429
投資その他の資産	812,193
投資有価証券	418,893
長期前払費用	70,709
繰延税金資産	98,962
敷金及び保証金	143,408
保険積立金	76,546
その他	3,673
資産合計	5,653,434

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

科目	当連結会計年度
負債の部	
流動負債	1,255,709
買掛金	351,629
1年以内返済長期借入金	7,740
未払金	160,583
未払費用	8,774
未払法人税等	232,086
未払消費税等	130,956
契約負債	6,598
預り金	46,086
賞与引当金	298,967
役員賞与引当金	11,740
その他	546
固定負債	167,287
長期借入金	30,304
退職給付に係る負債	14,958
繰延税金負債	122,025
負債合計	1,422,997
純資産の部	
株主資本	4,111,594
資本金	908,446
資本剰余金	794,386
利益剰余金	3,212,165
自己株式	△ 803,404
その他の包括利益累計額	108,362
その他有価証券評価差額金	108,362
非支配株主持分	10,480
純資産合計	4,230,436
負債純資産合計	5,653,434

連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで) (単位:千円)

科目	当連結会計年度
売上高	9,549,211
情報サービス売上高	9,257,051
商品等売上高	292,159
売上原価	7,384,465
情報サービス売上原価	7,182,855
商品等売上原価	201,610
売上総利益	2,164,745
販売費及び一般管理費	979,512
営業利益	1,185,233
営業外収益	30,662
受取利息	190
受取配当金	11,386
助成金収入	18,196
雑収入	889
営業外費用	7,597
支払利息	711
自己株式取得費用	399
固定資産除却損	207
株式報酬費用消滅損	6,246
雑損失	31
経常利益	1,208,298
税金等調整前当期純利益	1,208,298
法人税、住民税及び事業税	374,356
法人税等調整額	21,148
当期純利益	812,793
非支配株主に帰属する当期純利益	2,839
親会社株主に帰属する当期純利益	809,953

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	908,446	765,815	2,659,896	△ 694,264	3,639,893
当期変動額					
剩余金の配当			△ 257,684		△ 257,684
親会社株主に帰属する当期純利益			809,953		809,953
自己株式の取得				△ 199,973	△ 199,973
自己株式の処分		28,571		90,833	119,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	28,571	552,269	△ 109,140	471,700
当期末残高	908,446	794,386	3,212,165	△ 803,404	4,111,594

	その他の包括利益累計額		非株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	65,817	65,817	8,216	3,713,927
当期変動額				
剩余金の配当				△ 257,684
親会社株主に帰属する当期純利益				809,953
自己株式の取得				△ 199,973
自己株式の処分				119,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,545	42,545	2,263	44,808
当期変動額合計	42,545	42,545	2,263	516,508
当期末残高	108,362	108,362	10,480	4,230,436

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当事業年度
資産の部	
流動資産	3,640,941
現金及び預金	1,792,489
売掛金及び契約資産	1,784,498
商品	2,827
前払費用	56,606
その他	6,840
貸倒引当金	△ 2,319
固定資産	1,739,009
有形固定資産	54,635
建物	40,791
器具及び備品	13,844
無形固定資産	36,841
ソフトウェア	35,648
ソフトウェア仮勘定	983
その他	208
投資その他の資産	1,647,532
投資有価証券	418,893
関係会社株式	864,375
長期前払費用	70,709
繰延税金資産	81,045
敷金及び保証金	132,298
保険積立金	76,546
その他	3,663
資産合計	5,379,951

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

科目	当事業年度
負債の部	
流動負債	1,137,275
買掛金	340,624
未払金	142,148
未払法人税等	207,147
未払消費税等	112,868
契約負債	6,598
預り金	43,333
賞与引当金	277,986
役員賞与引当金	6,020
その他	546
負債合計	1,137,275
純資産の部	
株主資本	4,134,314
資本金	908,446
資本剰余金	794,386
資本準備金	764,846
その他資本剰余金	29,540
利益剰余金	3,234,885
利益準備金	783
その他利益剰余金	3,234,102
繰越利益剰余金	3,234,102
自己株式	△ 803,404
評価・換算差額等	108,362
その他有価証券評価差額金	108,362
純資産合計	4,242,676
負債純資産合計	5,379,951

損益計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで) (単位:千円)

科目	当事業年度
売上高	8,918,655
情報サービス売上高	8,668,475
商品等売上高	250,179
売上原価	7,041,891
情報サービス売上原価	6,845,502
商品等売上原価	196,389
売上総利益	1,876,763
販売費及び一般管理費	771,189
営業利益	1,105,573
営業外収益	60,227
受取利息	183
受取配当金	37,695
助成金収入	18,196
雑収入	4,152
営業外費用	6,869
自己株式取得費用	399
固定資産除却損	207
株式報酬費用消滅損	6,246
雑損失	15
経常利益	1,158,931
税引前当期純利益	1,158,931
法人税、住民税及び事業税	324,479
法人税等調整額	28,258
当期純利益	806,193

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	908,446	764,846	968	765,815	783	2,685,593	2,686,376	△ 694,264	3,666,374			
当期変動額												
剩余金の配当						△ 257,684	△ 257,684		△ 257,684			
当期純利益						806,193	806,193		806,193			
自己株式の取得								△ 199,973	△ 199,973			
自己株式の処分			28,571	28,571				90,833	119,404			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	28,571	28,571	-	548,508	548,508	△ 109,140	467,939			
当期末残高	908,446	764,846	29,540	794,386	783	3,234,102	3,234,885	△ 803,404	4,134,314			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	65,817	65,817	3,732,191
当期変動額			
剩余金の配当			△ 257,684
当期純利益			806,193
自己株式の取得			△ 199,973
自己株式の処分			119,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,545	42,545	42,545
当期変動額合計	42,545	42,545	510,484
当期末残高	108,362	108,362	4,242,676

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社ニーズウェル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニーズウェル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

株式会社ニーズウェル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉

業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニーズウェルの2023年10月1日から2024年9月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月15日

株式会社ニーズウェル 監査役会

常勤監査役 加藤和彦 印

監査役（社外監査役）丹羽厚太郎 印

監査役（社外監査役）佐藤茂 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階「ホール6B」 TEL 03 (5227) 6911

交通

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩2分



※ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。